

平成31年度 学校経営方針

1 校訓と学校教育目標

〈校訓〉 正しく 強く 美しく

〈学校教育目標〉

- (1)物事を正しく判断し、進んで学習する生徒
- (2)粘り強い気力を持ち、体力の向上に取り組む生徒
- (3)奉仕の心と感謝の気持ちを持ち、礼儀正しく思いやりのある生徒

2 学校教育目標の具現化に向けて

(1) 目指す学校像

《生徒の一人ひとりの夢や希望をはぐくみ、生徒・保護者・地域・教職員の誇りとなる学校》

- ① 明るく元気なあいさつと歌声が響き、生徒が自主的・実践的に活動する学校
- ② 保護者や地域社会との連携を深め、地域とともにある信頼される開かれた学校
- ③ 教職員が一枚岩となって生徒第一に教育活動を進める学校
- ④ きれいで教育環境が整い、誰もが安心・安全に生活できる学校

(2) 目指す生徒像 ～当たり前前かがことが当たり前前でできる生徒～

- ① 進んで学習する生徒
- ② 体力の向上に取り組む生徒
- ③ 礼儀正しく思いやりのある生徒

(3) 目指す教師像 ～当たり前前かがことが当たり前前でできる教師 教師が手本を示す ～

- ① 教育に対する情熱と使命感のある教師
- ② 専門職としての誇りをもち、授業で勝負する教師
- ③ 生徒理解を基盤とし、生徒に愛情を注ぎ、生徒に関わる教師
- ④ 生徒や保護者、地域の期待に応える教師

3 学校経営の基本方針

- (1) 全教職員が協働の意識を持ち、組織として一枚岩となって、生徒の健全育成と学力の向上を保障する。
- (2) 学習指導要領に沿って学習指導の工夫・改善、支援の充実を図り、わかる授業・楽しい授業を展開する。
- (3) 生徒の自主的、実践的な態度と道徳性の育成を目指した学年・学級経営の充実を図る。
- (4) 道徳教育・人権教育を充実させ、教職員と保護者が一体となり、生徒の夢や希望をはぐくみ、誇りとなる学校を構築する。
- (5) 特別な支援・配慮を要する生徒について、全教職員の共通理解と専門性を活用し、一人ひとりに適切な指導を行う。
- (6) 学校運営協議会を機能させ、学校・家庭・地域との連携を図り、地域とともにある開かれた学校づくりを推進する。

4 本年度の重点

(1) 学習指導の充実

- ・生徒の実態、学力調査等のきめ細かな分析により、改善への方策を明確にする。
- ・言語活動の充実を図り体験的な学習を取り入れた授業展開をすべての教科、領域で積極的に実施するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行う。また、人権教育の視点をすべての教科・領域で取り入れた授業改善を行う
- ・学習のねらいと振り返りの場面の設定を明確にし、基礎的、基本的な学力の定着と活用力の育成に努める。
- ・少人数指導やティームティーチングを効果的に活用し、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ICT機器を積極的に活用し、生徒の主体的な授業参加により、情報活用能力、プレゼンテーション能力の向上を図る。
- ・朝読書や読み聞かせ、図書館教育を充実させ、生徒の読書力を伸ばし、生き方を考え、生徒の教養を高める。

(2) 生徒指導・教育相談の充実

- ・組織的な生徒指導体制を確立し、全教職員が一体となって計画的に取り組む。
- ・基本的生活習慣を確立し「時を守り 場を清め 礼を正す」を教師が手本として示し、指導を徹底する。
- ・いじめ防止基本方針を踏まえ、生徒理解に努め、問題行動の早期発見・対応を図るとともに、いじめや暴力行為をしない・許さない環境づくりを全校体制で行う。
- ・生徒会によるいじめ防止の取組を推進し、「仲間には自分がされてうれしいことをしてあげる。自分がされて嫌なことはしない」人間関係づくりを行う。
- ・教育相談室・和光市教育支援センター・行政機関等と連携し、不登校傾向や悩みを抱えている生徒のきめ細やかな個別指導を徹底するとともに、小学校との連携強化による中1ギャップの解消に努める。
- ・生徒や保護者が相談しやすい人間関係を構築し、信頼される環境づくりに努める。
- ・力によらない適切な指導により、生命尊重の精神と人権教育の推進・充実を図る。

(3) 進路指導・キャリア教育の充実

- ・将来を見据え、自己の生き方を真剣に考える進路指導、生徒自ら目的を持った進路選択、自己実現への過程を大事にするきめ細やかな指導・支援に取り組む。
- ・生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるキャリア教育を、地域人材の活用、職場体験などの啓発的な体験を通して計画的・継続的・組織的に推進する。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

- ・教科・特別活動・部活動等、学校の教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育を推進する。
- ・道徳の教科化を踏まえた、道徳の全体計画、年間計画、評価計画を作成し、「考え、議論する」道徳の授業への転換へ向け、多様な指導方法を取り入れた授業の展開を図る。
- ・いじめを許さない態度、いじめを未然に防いだり、自分たちで解決できる力を育成する。
- ・ボランティア活動、福祉体験活動などの社会体験活動を通して、道徳的実践力や社会性を高める。

(5) 健康の増進と体育的活動の充実

- ・体力や運動能力の実態を的確に把握し、計画的に体力・運動能力の向上に積極的に努める。
- ・食に関する教育の充実と、家庭との連携により、望ましい食習慣の形成を図る。
- ・生徒の自主性を重視し、部活動の活性化を図るとともに、「部活動に係る活動方針」を踏まえ、休養日の設定や適切な活動時間の設定などバランスのとれた生活や成長への配慮に努める。

(6) 特別支援教育の推進

- ・生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導を進め、保護者の理解と協力が得られる信頼関係を築く。
- ・巡回相談等の活用、通級指導教室との連携を通して、通常の学級における特別な支援を必要とする生徒への指導体制の整備・充実に努める。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を進め、誰にとっても分かりやすい授業づくりに努める。
- ・県立特別支援学校、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の充実に努める。

(7) 環境の整備・美化・安全管理の徹底

- ・教育環境を整備し、日々の安全点検や清掃指導を通して、安心・安全な学習の場をつくる。
- ・生活の基本としての自主的な清掃活動や整理整頓を積極的に進める。
- ・掲示活動や花いっぱい活動を進め、きれいな環境整備を進める。
- ・危機管理マニュアルの見直しと教職員への周知徹底を図るとともに、地域や和光市危機管理室との連携により防災教育や避難訓練を確実に実施することで、災害等に対応できる生徒・教職員を育成する。

(8) 開かれた学校づくりの推進

- ・生徒の地域行事への積極的な参加促進を図る。
- ・学校からの積極的な発信と公開機会の充実により、教育活動を家庭や地域に知らせ、学校への関心を高める工夫を行う。
- ・保・幼・小・中・高等学校・特別支援学校との交流や連携に努める。特に小学校との連携を計画的に行う。
- ・PTA組織・学校応援団との連携を強化し、学校運営協議会を通して目指す学校像や学校教育目標及び課題の共有化を図り、学校・地域・家庭の保護者や地域の期待に応えられる学校づくりを推進する。
- ・学校評価やアンケートの結果を分析・公開し、改善を図る。

(9) その他

- ・授業、学級・学年経営、校務分掌での実践成果をあげるため、人事評価面談の充実に努める。
- ・若手教職員の育成を学校全体で行うよう支援体制を整備する。
- ・積極的に外部の研修に参加し、自己の指導力と専門性の向上に努めるとともに、校内研修については、平成29・30年度「人権教育研究指定事業」の取組を生かし、特別活動の指導力を高め合える校内研修となるよう、研修方法の工夫に努める。
- ・教育公務員としての自覚を持った教職員集団を構築するために、倫理確立委員会の充実に努め、教職員事故の根絶を図る。
- ・校務の見直しと多忙化の解消を図る。

5 研修主題

現時点では特別活動を研究する予定

「見つける・認める・高め合う ー自己実現を目指した集団づくりー」

6 勤務時間の割り振り

出勤	8:20	～	退勤	16:50
	(休憩	13:15～13:35		16:10～16:35)
長期休業中	8:30	～	退勤	17:00
	(休憩	12:15～13:00)		